

安全保障懸念から対米投資への審査を強化

◆対米投資の審査強化を図る法案が上下両院で可決

米国は、海外企業による米国への投資を安全保障上の観点から審査する機関として、省庁横断組織であるCFIUS（Committee on Foreign Investment in the United States：外国投資委員会）を設置している。中国企業による米国のIT企業などへの投資によって、米国の安全保障が脅かされているとして、2017年11月に上下両院の超党派議員は、CFIUSの権限を強化する法案（FIRRMA法案）を連邦議会に提出した。その後、18年7月27日に下院、8月1日に上院でそれぞれ独自の内容の法案が可決されたことから、今後は両院の調整を経て、大統領が署名すれば法案が成立する。

CFIUSの権限強化の主な内容としては、①審査対象取引の拡大（ITやインフラなど重要産業の買収だけでなく少額出資も対象に追加、また軍事施設周辺の不動産案件の買収・賃貸も対象に追加）、②届出の義務付け（これまでの自主的届出から一定条件の取引は届出を義務化）、③審査期間の延長（第一次審査期間を30日から45日へと延長）、などとなっている。

◆日系企業の米国投資にもマイナス影響の可能性

FIRRMA法案は中国企業による米国投資を念頭において提案されたが、法案では対象を中国に限定しておらず、日系企業による米国投資についても、買収手続きの複雑化・長期化などの影響を受ける可能性がある。

<CFIUSによる対米投資の審査件数>

| 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 25件 | 35件 | 40件 | 45件 | 48件 | 51件 | 66件 | 79件 |

（出所）米国財務省

CFIUSによる審査件数は増加傾向にあり、トランプ政権以前から米国は安全保障に関わる投資に敏感になっている。FIRRMA法案が成立すれば、投資審査が強化される上に、買収阻止については大統領に最終決定権限があることから恣意的に判断される可能性もあり、今後の米国投資には注意が必要だ。 【今村弘史】